（募集優先出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十六条　［略］

［２・３　略］

４　法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

［略］

四　定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（募集優先出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第四十六条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前三号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項	（募集優先出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第四十六条**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定 ［略］ 四　定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 備考　表中の［　］の記載は注記である。
（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） **第九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　［同上］ (1)　投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。第百三十五条第五号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合　再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第六号ニ(1)において同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第六号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項	（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項） **第九条**　法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　投資再生可能エネルギー発電設備（投資信託財産に属する再生可能エネルギー発電設備（令第三条第十一号に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。）をいう。以下この号において同じ。）に関する次に掲げる事項 ［イ～ハ　略］ ニ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。） (1)　投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。第百三十五条第六号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合　再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第六号ニ(1)において同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第六号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項